

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事 報酬及び賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 前項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 通勤手当 職員の給与等に関する規則第14条の規定に準ずる額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の

区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月23日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員の給与等に関する規則第3条第3項の規定に準じて支給)
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等の費用は、別表第5に定める額とする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月9日から施行する。

別表第1 常勤の理事の報酬（第4条第1項第1号関係）

報酬の額	月額 279,400円
------	-------------

別表第2 常勤の理事の賞与（第4条第1項第2号関係）

6月の賞与	報酬月額×1.1月分
12月の賞与	報酬月額×1.25月分

別表第3 非常勤の役員の報酬（第4条第2項関係）

(1) 理事長

支給事由	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	12,000円

(注) 同日に重複して該当する場合は、日額12,000円とする。

(2) 理事（理事長を除く）

支給事由	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	8,000円

(注) 同日に重複して該当する場合は、日額8,000円とする。

(3) 監事

支給事由	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
監事監査への出席	15,000円

(注) 同日に重複して該当する場合は、日額15,000円とする。

別表第4 評議員の報酬（第4条第3項関係）

支給事由	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	8,000円

（注）同日に重複して該当する場合は、日額8,000円とする。

別表第5 費用（第6条関係）

支給事由	支給額
会議等への出席等 （公共交通機関利用）	出発地から会議等開催場所までの公共交通機関往復運賃相当額
会議等への出席等（自家用車利用）	出発地から会議等開催場所までの往復距離に1kmにつき25円を乗じた額
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記の他、職務執行に必要な経費 （研修会参加費用等）	職務執行に必要な額